

令和7年度補正予算

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち
「スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業」

説明資料

令和8年1月

農産局 農産政策部 技術普及課
サービスユニット

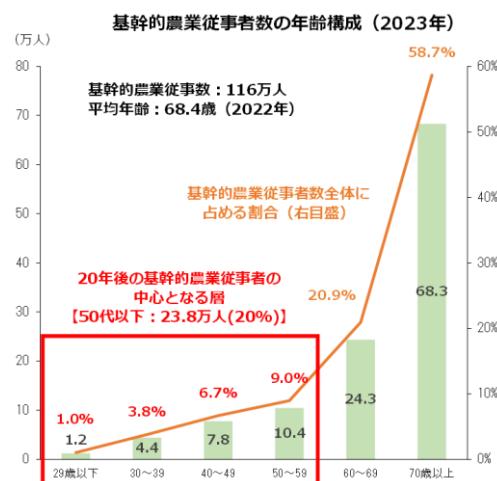
本資料の目次

1 事業共通	3
(1) 事業の背景	
(2) 農業支援サービス事業とは	
(3) 事業の全体像	
2 スマート農業技術と産地の橋渡し支援	10
(1) 事業の概要	
(2) よくある質問	
3 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援	14
(1) 事業の概要	
(2) 事業の活用イメージ	
(3) 留意事項	
(4) よくある質問	
4 農業支援サービスの土台づくり支援	37
(1) 事業の概要	
5 その他	39
(1) スケジュール	
(2) 申請スキーム	
(3) 審査基準	
(4) よくある不備	

農業の持続的な発展に資する生産性向上に向けた施策の強化 (スマート農業と農業支援サービス事業の活用促進)

背景

人口減少に伴い、基幹的農業従事者は、今後20年間で現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少することが見込まれ、国産農産物の供給量を維持することが困難となるおそれ



食料・農業・農村基本法

【基本理念】

第5条（抜粋）

農業については、その有する食料その他の農産物の供給機能等の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少等農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が發揮されるよう、農業の生産性の向上等が図られることにより、持続的な発展が図られなければならない。

【基本的施策】

第30条

国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

第37条

国は、農業者の経営の発展及び農業の生産性の向上に資するため、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

生産性向上に向けた施策

スマート農業技術を核とした生産方式等の転換支援

一體的な推進を通じた効果の増進

農業支援サービス事業の活用による営農支援

※スマート農業技術活用促進法の活用と併せて推進

農業支援サービス事業とは

本事業において、農業支援サービス事業は、農業者に対し対価を得て提供するサービスであって、次のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいいます。

なお、当該サービスを提供する事業者を農業支援サービス事業者といいます。
いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除きます。

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約（農業者との直接契約を原則とする。）の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	一つ又は一式の農業機械・器具につき複数の農業者に提供するものを原則とする。
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策

令和7年度補正予算額 15,658百万円

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

②農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円】

③農業支援サービスの土台づくり支援

サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

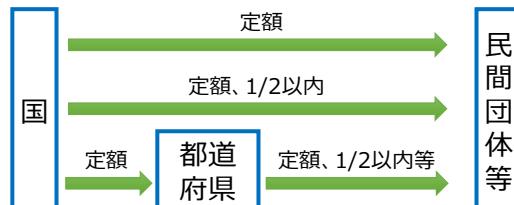
①スマート技術体系転換加速化支援

スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。

②全国推進事業

スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示会場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

<事業の流れ>



(1の①及び③の事業、1の②の事業の一部、2の②の事業)
(1の②の事業の一部、2の①の事業の一部)
(1の②の事業の一部、2の①の事業の一部)

<事業イメージ>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

○スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良

○農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）



・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向け取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援（ハード）



（例）
一斉収穫サービスに対応
した予冷施設の整備

○農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

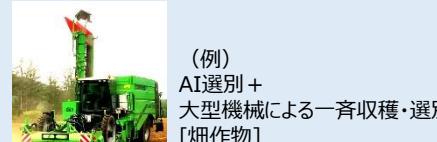
○スマート技術体系転換加速化支援



（例）
自動操舵システム+
直播栽培による作期分散
[水稻]



（例）
自動追従システム+
省力樹形・園地整備による
栽培管理の効率化
[果樹・茶]



（例）
AI選別+
大型機械による一斉収穫・選別
[畑作物]



（例）
高温障害の影響を低減する
生育予測システム+
機械による一斉収穫
[露地野菜]

○全国推進事業 先進的な取組の横展開

[お問い合わせ先] 農産局技術普及課 (03-6744-21075)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策

令和7年度補正予算額 15,658百万円

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

②農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円】

③農業支援サービスの土台づくり支援

サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

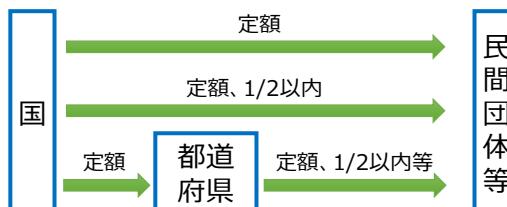
①スマート技術体系転換

スマート農業技術をの転換等を行う産地

②全国推進事業

スマート農業技術をの設置やシンポジウムの開催等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

○スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良

○農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）



・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向け取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援（ハード）



（例）
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備

○農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

この資料で説明する事業は

「1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業」です



（例）
AI選別 +
大型機械による一斉収穫・選別
[畑作物]



（例）
高温障害の影響を低減する
生育予測システム +
機械による一斉収穫
[露地野菜]

○全国推進事業 先進的な取組の横展開

[お問い合わせ先] 農産局技術普及課 (03-6744-2107)

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

2. 農業支援サービスの育成加速化支援

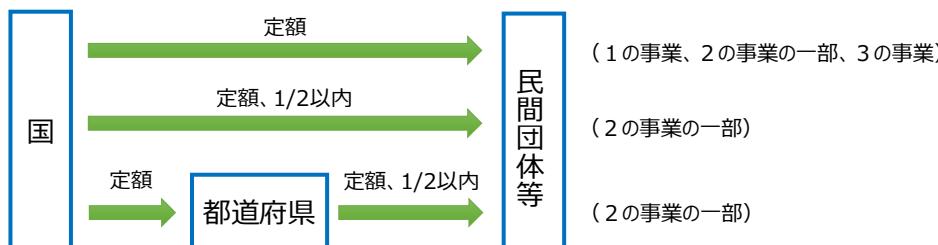
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ①サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。
【補助上限額：7,000万円】
- ②サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援します。
【補助上限額：5,000万円】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

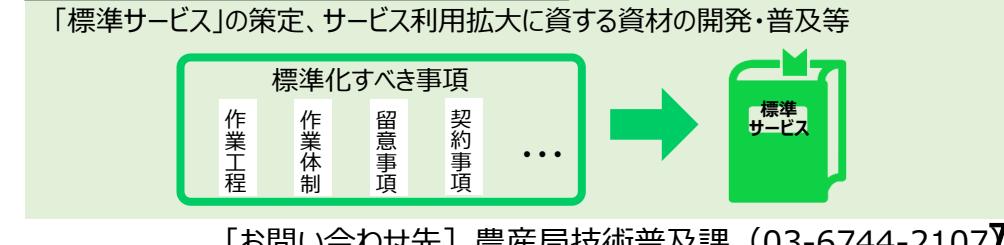
1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援



2. 農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）



3. 農業支援サービスの土台づくり支援



スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

2. 農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入②サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

①サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。
【補助上限額：7,000万円】
②サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援します。
【補助上限額：5,000万円】

<事業イメージ>

●スマート農業技術の現場導入（補助事業）



●農業支援サービス事業者の育成（補助事業）

2. 農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等

・サービス事業者と産地や食品事業者等が連携
への支援（ソフト・セミハード）
+ 組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施

●農業支援サービス事業の環境整備（補助事業）※全国団体事業



した予冷施設の整備

<事業の流れ>



3. 農業支援サービスの土台づくり支援

「標準サービス」の策定、サービス利用拡大に資する資材の開発・普及等



スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

2. 農業支援サービスの育成加速化支援

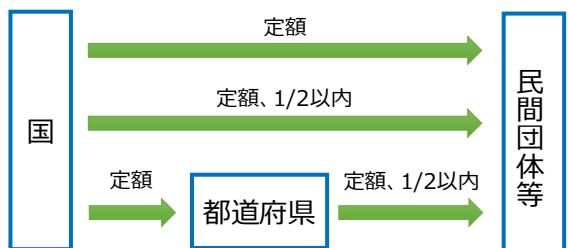
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入②サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

①サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。
【補助上限額：7,000万円】
②サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援します。
【補助上限額：5,000万円】

<事業の流れ>



(1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援（別記1）

国（農政局）（直採）
ソフト（定額）

<事業イメージ>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

(2) 農業支援サービスの育成加速化支援（別記2）

ア 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援
 ①推進事業（別記2-1）
国（農政局）（直採）+都道府県（間接補助）
ソフト（定額）、セミハード（1/2以内）

②整備事業（別記2-1）

国（農政局）（直採）
ハード（1/2以内）

イ 推進支援事業（別記2-2）※全国団体事業

国（本省）（直採）
ソフト（定額）



(3) 農業支援サービスの土台づくり支援（別記3）※全国団体事業

①標準サービス策定等支援（別記3-1）
②新規参入促進支援（別記3-1）
国（本省）（直採）
ソフト（定額）



「スマート農業技術と産地の橋渡し支援」について

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

2. 農業支援サービスの育成加速化支援

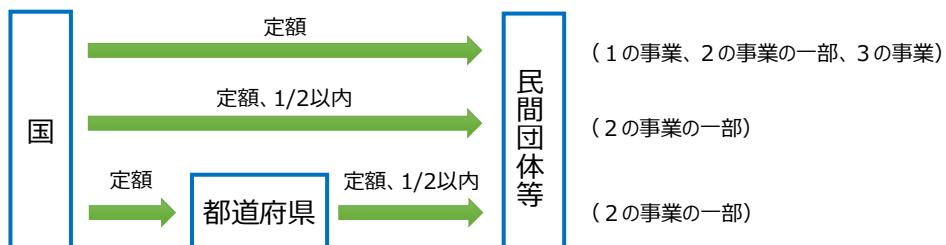
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ①サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。
【補助上限額：7,000万円】
- ②サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援します。
【補助上限額：5,000万円】

<事業の流れ>



(1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援（別記1）

国（農政局）（直採）
ソフト（定額）

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

開発者等



農業者



スマート農業機械の
カスタマイズ



異なる品目等への適応

2. 農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

ニーズ調査、人材育成、機械導入等
への支援（ソフト・セミハード）



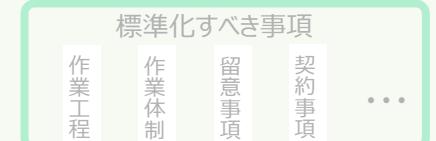
+ サービス事業者と産地や食品事業者等が連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備の支援（ハード）



(例)
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

「標準サービス」の策定、サービス利用拡大に資する資材の開発・普及等



(別記1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援 1/2

1 事業内容

スマート農業機械について、所期の対象品目以外への適用や、特定産地の栽培方式への適応を図るための改良に対し支援する。

また、必要に応じて関係者による検討会や、改良したスマート農業機械の有効性の検証に対し支援する。

2 事業実施主体

(1) 農業者（農業者の組織する団体も含む。）

(2) 農業支援サービス事業者

(3) 民間団体

(4) 協議会（(1)～(3)の者のいずれかが必須構成員）

3 事業体制のイメージ



4 実施要件

(1) 対象となるスマート農業機械

①改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものであって、②市販されているものであること

(2) 事業実施主体又は協力者として、①改良するスマート農業機械を利用する農業者又はサービス事業者、②スマート農業機械の改良や利用（作業上の安全性を含む。）における助言を行えることができる民間企業又は整備士等が位置付けられていること

5 補助率及び主な対象経費等

① 定額（上限500万円）

② 専門家謝金、カスタマイズ費（資材費、委託費）、スマート農業機械の実証費（圃場借り上げ費）、分析経費（委託費）等

6 成果目標

本事業に供したスマート農業機械が、農業者又は農業支援サービス事業者によって活用されること

7 事業執行の流れ



8 その他

事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を受けている場合（認定計画に事業実施主体（サービス事業者）が促進事業者として位置付けられている場合を含む。）、ポイント加算

(別記1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援 2/2

9 よくある質問

Q1：どのような者が事業実施主体になるのか。

A1：次に掲げるいずれかの者が事業実施主体になります。

- (1) 農業者（農業者の組織する団体も含む。）
- (2) 農業支援サービス事業者
- (3) 民間団体
- (4) 協議会（(1)から(3)までのいずれかの者が必須構成員）

※本事業で改良するスマート農業機械を活用する農業者又はサービス事業者、スマート農業機械の改良や利用における助言を行うことができる民間企業又は整備士等の技能や農業機械に関する知見を有する者が事業実施主体又は協力者として実施体制に位置付けられている必要があります。

Q2：どのようなスマート農業機械等の改良が対象になるのか。

A2：市販のスマート農業機械の現場導入に当たって、改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものが対象です（例：収穫機の導入に当たって、当該収穫機の収穫幅に合わせた株間での生産が難しい場合の、収穫機の収穫幅の改良）。

Q3：スマート農業機械のみが対象になるのか。

A3：スマート農業技術が組み込まれた農業機械等を対象とします。このため、汎用性の高い測定機器やカメラ単体といったスマート農業機械に該当しないものは対象になりません。

【重要】R6補正とR7補正の、実施上の違い

- 審査項目として、R7補正より財務資料の確認による、事業の継続性を審査します。
- 目標年度(事業実施年度の翌年度)経過後、評価報告書、事業実施状況報告を基に評価委員会に諮るものとします。
※成果目標を達成していない場合は、改善計画を報告いただき、再度取り組んでいただくことになります。
- 記載様式を変更しています。特にスケジュール等の実現可能性や、委託を行う場合の内容を精査することとしています。

「農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系 転換支援」について

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換**に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

2. 農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入②サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

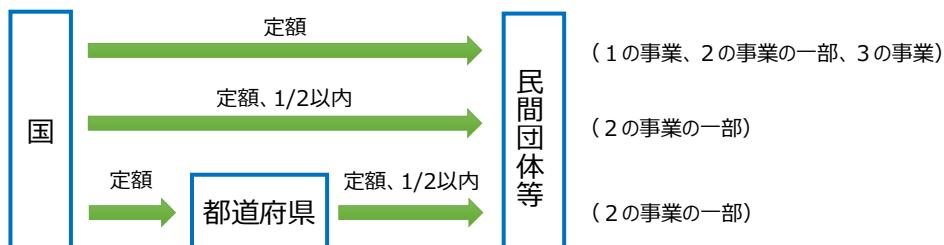
【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

①サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。
【補助上限額：7,000万円】

②サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援します。
【補助上限額：5,000万円】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

(2) 農業支援サービスの育成加速化支援（別記2）

ア 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援
 ①推進事業（別記2-1）
 国（農政局）（直採）+都道府県（間接補助）
 ソフト（定額）、セミハード（1/2以内）

②整備事業（別記2-1）

国（農政局）（直採）
 ハード（1/2以内）

イ 推進支援事業（別記2-2） ※全国団体事業

国（本省）（直採）
 ソフト（定額）

—育苗・収穫・販売等に對応した予冷施設の整備

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

「標準サービス」の策定、サービス利用拡大に資する資材の開発・普及等



農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1)と 推進支援事業(別記2-2)の関係スキーム

農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1)の申請書類等の確認や相談対応等を、推進支援事業(別記2-2)の事業実施主体である書類等確認機関が行います。

○スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業の構成

- 1 スマート農業技術と産地の橋渡し支援
- 2 農業支援サービスの育成加速化支援
 - ア 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1)
 - イ 推進支援事業(別記2-2)
- 3 農業支援サービスの土台づくり支援

○別記2-2の事業内容

書類等確認機関

(一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会)

- (1) 別記2-1の申請書類の確認(※1)
- (2) 申請に係る相談窓口の設置及び相談対応
- (3) (1)及び(2)の実施を踏まえた立上げ等事業の円滑な事業推進に資する成果物の取りまとめ
- (4) その他必要と認められる取組

申請書類の事前確認(※1)



申請に係る相談対応



○別記2-1の申請スキーム

農林水産省(地方農政局等)
又は都道府県(※2)

・別記2-1の事業実施主体を公募等で募集

書類等確認機関の確認を受けた申請書類を申請窓口へ提出(※2)

別記2-1へ応募申請しようとする者 (サービス事業者等)

サービス事業の新規参入又は事業拡大に向けた以下の取組に係る事業実施計画等を作成

- ①ニーズ調査、サービス事業の企画・検討のため試行・改良等(ソフト)
- ②サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入(セミハード)
- ③①と一体的な取組として、食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備(ハード)(ソフトの実施が必須)



- (※1) 書類等確認機関が、別記2-1の申請書の確認依頼を受け付ける期限(締切日)は、国の公募や都道府県の募集期限(締切日)より一定期間前に設定されますので、ご注意ください(詳細についてはHP等においてお知らせします)
- (※2) 都道府県によって、書類等確認機関による申請書の事前確認を必要としない場合や、確認依頼の方法が異なる場合がありますので、都道府県にご確認ください(なお、国の公募では、書類等確認機関による申請書の事前確認を必須としています)

農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援

1 事業内容

(1) サービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図るため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入、食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援する。

2 事業メニュー、補助率等

(1) 推進事業（ソフト+セミハード）

- ① 立上げ・事業拡大の取組（ソフト）：定額（上限最大3,000万円※1）
- ② スマート農業機械等の導入（セミハード）：1/2以内（上限最大5,000万円※1）
(導入又はリース導入、中古農機も可（耐用年数残存2年以上）)

(2) 整備事業（ハード）※2：1/2以内（上限30,000万円）

- (ア) 実需者との連携による取組、又は（イ）複数産地間との連携による取組に必要な次の施設の整備
 - ① 育苗施設、② 乾燥調製施設、③ 穀類乾燥調製貯蔵施設、④ 農産物処理加工施設、⑤ 集出荷貯蔵施設、⑥ 産地管理施設、⑦ 生産技術高度化施設、⑧ 種子種苗関連施設、⑨ 格納庫※3

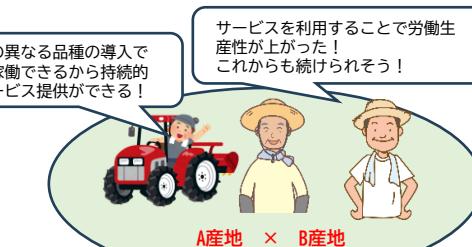
(※1 サービス事業の提供範囲等により上限額が異なります（p12～13参照）)

(※2 推進事業①に取組むことが必須となります)

(※3 推進事業②にて導入したスマート農業機械等に必要なものに限ります)



実需者との連携による取組イメージ



複数産地間との連携による取組イメージ

3 事業実施主体※1

- (1) サービス事業者※2
- (2) 実需者※2
- (3) 農業者（農業者の組織する団体を含む。）※3
- (4) 地方公共団体
- (5) 民間団体

(※1 事業実施主体は（1）、又は（1）が（2）から（5）までのいずれかと連携してサービス事業の長期化等に取り組む場合は共同申請も可能です)

(※2 2の（2）の（ア）に取り組む場合（1）と（2）は必ず一体で取り組むものとします（（1）と（2）の役割を兼ねる場合1者のみでも可能です）)

(※3 本事業のサービス事業者が提供するサービスを利用する者であるものとします)

4 主な実施要件

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組に基づくサービス事業の提供面積を拡大すること
- (2) 整備事業に取り組む場合は、推進事業に必ず取り組むこととし、費用対効果指針により費用対効果分析を行うこと 等

5 成果目標及び目標年度

- (1) 成果目標：事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標
- (2) 目標年度：事業実施年度の翌々年度

6 主な審査基準（加点要素）

- ・計画内容の実効性
- ・サービス提供面積の拡大量
- ・サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等にポイント加算

7 事業執行の流れ

<事業の流れ>

地方農政局等



事業実施主体
(都道府県を含む)

どなたでも、サービス事業者として活躍できます！

現在、様々な背景の方々が取り組んでいます。

例えば、
農業者



地域の農業者の
収穫作業を代行



コンバイン

個人事業者



空いた時間で
防除作業を代行



ドローン

JA



高齢農業者等の
作業全てを代行



トラクター



コンバイン

建築業者



技術を生かして、耕
耘・均平作業を代行



トラクター

+



田植え機

アタッチメント(均平機)

サービス事業に必要な機械は全て半額補助※します。

※画像はイメージです。

画像出典：農林水産省「新技術_製品・サービス集」

※補助上限額(1,500万円、3,000万円、5,000万円)



事業の支援対象（例）

本事業は、農業支援サービス事業が支援の対象になります。

農業支援サービスとは

受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等(販売は除く)によって提供する取組のことをいいます。

また、これを行う者を「農業支援サービス事業者」といいます。

このため、農業支援サービス事業に該当する事業を実施しようとする者であれば、業種の別、個人、法人の別、事業規模など関係なく、本事業の支援対象になり得ます。

(以下の事例は令和7年1月時点)

農業支援サービスの事例①：JA出資型法人による事例

【事例：株式会社アグリプラン】

- 平成6年にJAふらの100%出資法人として誕生。当初は手作業の労働者の派遣を実施。
- 地域の農業者の減少と規模拡大に伴い、機械作業受託を徐々に拡大
- 現在、正社員29名、臨時社員24名が在籍し、人参、豆類、加工馬鈴薯等の播種・収穫等の機械作業を幅広く展開



農業支援サービスの事例②：農機メーカーによる事例

【株式会社クボタ】

- 貸出機械は、小型・中型トラクター、リモコン草刈機、ロータリー、小畝用マルチローターなど
- 茨城県つくばみらい市、下妻市、京都府亀岡市、滋賀県甲賀市、兵庫県神戸市等、全国10拠点でサービスを展開
- メンテナンスはクボタが実施し、利用者はトラクター等の保管場所から自ら自走するかトラックなどで運搬



操作説明の様子

(別記2-1)事業の支援対象となる農業支援サービス事業とは 2/2

事業の支援対象 (例)

農業支援サービスの事例③：電力会社による参入事例

【事例：九電ドローンサービス株式会社】

- 電力事業で培ったノウハウと実績をもとに、ドローンによる点検や測量、農薬散布等を提供
- 令和2年度から大分県を中心に「ドローン農薬散布サービス」を開始
- 令和4年度から九州内の全エリアに拡大中



農業支援サービスの事例④：建築会社の参入事例

【事例：土橋産業株式会社】

- 建築業を主業とする同社が新規事業として、ドローンによる防除作業の受託を2020年7月から開始



農業支援サービスの事例⑤：食品事業者の参入事例

【事例：カゴメ株式会社】

- トマトジュースの原料となる加工用トマトを契約栽培で調達し、生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンで、製造・販売を行う
- 平成26年より農機メーカーと共に開発した収穫機の契約生産者へのレンタルを開始
- 現在、北海道から広島まで全国13都道府県でサービスを提供



加工用トマト収穫風景

農業支援サービスの事例⑥：スタートアップ企業の参入事例

【事例：株式会社レグミン】

- 自社開発の露地用農薬散布ロボットを用いたねぎの農薬散布サービスを提供するほか、ねぎの定植作業や収穫作業、収穫後の皮むき等の調製作業等、ねぎに関する農作業受託サービスを展開
- R5年度は、埼玉県深谷市、熊谷市において100ha超の農薬散布サービスを実施



自立走行型ロボットによるネギの農薬散布

このほか、センシングを通じた可変施肥マップの作成などのデータを活用したデータ分析サービス、農業人材の派遣事業などの人材供給型サービスも、農業支援サービス事業に該当します。

(各事例は令和7年1月時点)

事例の出典：

・農林水産省「各地方農政局等管内の農業支援サービス取組事例」
(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service_tihoujirei.html)

・農林水産省「スマート農業をめぐる情勢」
(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/index.html>)

(別記2－1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち

①－1 推進事業のうち立上げ・事業拡大の取組

公募対象

区分け	都道府県域内で推進事業のみを実施する場合	複数の都道府県で推進事業のみを実施する場合 ・整備事業の実施がある場合
申請先	都道府県知事	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長
事業実施主体	農業支援サービス事業者 等(ほか、共同申請も可能(サービス事業の提供期間等の拡大のために連携して取り組む場合に限る。))	
申請先別の詳細	おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者)	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者)
支援内容	<p>サービス事業者がサービス事業を新規に立上げようとする際、又は既存のサービス事業を拡大しようとする際に必要な以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査に要する経費 ・サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集・分析等の実施に要する経費 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・サービスの普及に資するデモ実演、情報発信等の実施に要する経費 ・サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施に要する経費 ・本事業の実施に係る関係者による検討会の実施に要する経費 	
成果目標	事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標	
補助率、補助上限(1事業実施主体当たり)	<p>補助率:定額 補助上限:</p> <p>(ア)(イ)以外の場合:1,500万円 (イ)事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者に位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合:3,000万 ※別途、都道府県推進事務費(定額(都道府県内の事業実施主体の国庫補助金合計額の10%以内))</p>	<p>補助率:定額 補助上限:1事業実施主体当たり3,000万円</p>
補助対象経費	サービス事業を企画・運営する専門人材の育成のための研修受講費／サービス事業の検討等に必要な機械の改修等に係る人件費や原材料費／説明会やデモ実演会に係る会場借料や設営費／サービス事業の普及のための情報発信費／本事業の取組に直接必要な旅費 等	
加算ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体のサービス事業者がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合 ・サービス提供地域において策定された将来像が明確化された地域計画に事業実施主体がサービス事業者として位置付けられている場合 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 等 	

(別記2-1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち
①-2 推進事業のうちスマート農業機械等の導入

公募対象

区分け	都道府県域内で推進事業のみを実施する場合	・複数の都道府県で推進事業のみを実施する場合 ・整備事業の実施がある場合
申請先	都道府県知事	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長
事業実施主体	農業支援サービス事業者	
申請先別の詳細	おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業者)	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業者(北海道内で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者)
支援内容	農業支援サービス事業者に対し、サービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入に係る経費を支援	
成果目標	①-1と同 (事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標)	
補助率、補助上限(1事業実施主体当たり)	補助率:1/2以内 補助上限: (ア)(イ)及び(ウ)以外の場合:1,500万円 (イ)スマート農業機械を導入する場合:3,000万円 (ウ)事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者に位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合:5,000万円 ※別途、都道府県推進事務費(定額(都道府県内の事業実施主体の国庫補助金合計額の10%以内))	補助率:1/2以内 補助上限:5,000万円
補助対象経費	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費(中古農機は耐用年数残存2年以上) ・上記で導入したスマート農業機械等の運搬のために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	
加算ポイント	・事業実施主体が導入する農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合 自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く)/電動草刈機(自立走行式又はリモコン式のもの)/食味・収量センサ付コンバイン/収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット)/可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャスター/田植機、施肥用ドローン等)/センシングドローン/申請時点においてスマート農業技術活用促進法に基づき認定されている生産方式革新実施計画におけるスマート農業機械に合致するもの ・事業実施主体のサービス事業者がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合 ・サービス提供地域において策定された将来像が明確化された地域計画に事業実施主体であるサービス事業者が位置付けられている場合 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 等	

(別記2－1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち

公募対象

②整備事業（流通販売体系転換支援）※①－1の推進事業の実施が必須

対象の取組区分	ア 実需者との連携による取組	イ 複数産地間との連携による取組
申請先	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長	
事業実施主体	推進事業(①－1)の事業実施主体 (推進事業(①－1)において、農業支援サービス事業者及び食品事業者等の実需者の一体的な実施(共同申請)が必須) ※サービス事業者又は実需者が双方の役割を兼ねることができる場合1者のみでも可	推進事業(①－1)の事業実施主体
支援内容	サービス事業者と食品事業者等の実需者とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要な施設の整備	サービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要な施設の整備
成果目標	①－1と同（事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標）	
主な要件	費用対効果分析指針により費用対効果分析を実施し、整備する施設等によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 推進事業に必ず取り組むこととし、推進事業においてサービス事業者と食品事業者等の実需者とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を行うこと。	費用対効果分析指針により費用対効果分析を実施し、整備する施設等によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 推進事業に必ず取り組むこととし、推進事業においてサービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を行うこと。
補助率、補助上限	補助率:1/2以内 補助上限:3億円	
補助対象施設	育苗施設/乾燥調製施設/穀類乾燥調製貯蔵施設/農産物処理加工施設/集出荷貯蔵施設/産地管理施設/生産技術高度化施設/種子育苗生産関連施設	育苗施設/乾燥調製施設/穀類乾燥調製貯蔵施設/農産物処理加工施設/集出荷貯蔵施設/産地管理施設/生産技術高度化施設/種子育苗生産関連施設/格納庫(推進事業(①－2)で導入したスマート農業機械等を収容する又はそのメンテナンスを行うために必要なものに限る。)
主な補助対象基準	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者と食品事業者等の実需者又は複数の産地間との連携体制のもと、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組、又は、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に直接必要となるものに限る。 施設の能力・規模は、本事業で設定する成果目標(サービス事業を活用する農地面積の拡大)から、必要な能力・規模を適切に算出すること。 	

(別記2-1)事業の支援内容について



支援内容

本事業は、サービス事業者の**立上げ**や**事業拡大**に向けた**「推進事業」**と、**推進事業と一体的な取組**としてサービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要となる施設の**「整備事業」**により、それぞれ以下の経費を支援します。

- ① ニーズ調査やサービス提供の試行・改良等の経費（ソフト事業）
(推進事業のうち立上げ・事業拡大の取組)
補助上限：3,000万円（※）、定額（1事業実施主体当たり）
- ② サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入経費（セミハード事業）
(推進事業のうちスマート農業機械等の導入)（リース導入、中古農機（残存2年以上）も可）
補助上限：5,000万円（※）、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり）
- ③ ①と一体的に行うサービス事業の事業性向上に資する施設整備の経費（ハード事業）
(整備事業)
補助上限：3億円、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり）

※推進事業（①及び②）の補助上限額について

- ・この補助上限額は国による公募の対象の場合の額です。
- ・国による公募の対象は、（1）複数の都道府県で推進事業のみを実施する場合、又は（2）整備事業の実施がある場合、のいずれかです。
- ・都道府県域内で推進事業のみを実施する場合は、国による公募の対象ではなく、都道府県が別途募集を行います。この場合の補助上限額は①のソフト経費は1,500万円（又は3,000万円（条件*1））、②の機械導入経費は1,500万円（又は3,000万円（条件*2））、5,000万円（条件*1）です。
(条件*1)：事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者に位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合
(条件*2)：スマート農業機械を導入する場合

(別記2-1)事業の活用イメージ(推進事業(ソフト事業))



事業の活用イメージ(ソフト事業)

例1：専門作業受注型

ドローンによる播種・防除・肥料散布、農薬散布ロボットによる防除を行う事業者における、**デモ実演に必要となる職員の旅費、技術実証のためのほ場の借上費**、事業量の拡大に対応するために新たに必要な人材の**ドローン操作研修の受講料やサービス事業に新たに従事する社員の人材育成に要する人件費**（人件費については次ページも参照）等

例3：データ分析型

病害虫予測システムや収穫予測システム等を提供する事業者における、**個別産地や品目に適応するためのシステム改修に係る委託費**（他社に委託する場合）や役務費（委託費にあたらない軽微なもの）、**現地調査に要する旅費等**

例2：機械設備供給型

農業用ドローンの貸し出しを行う事業者における、**産地への周知活動に必要な情報発信費や旅費等**

例4：人材供給型

作業者の派遣を行う事業者における、**派遣作業員の農作業に係る研修受講費や、派遣先となる可能性のある産地における人員の需要時期・需要量、作業内容等の事前調査に係る旅費等**

(別記2-1)推進事業(ソフト事業)の補助対象経費となる人件費

補助対象経費となる人件費について

本事業はサービス事業体の新規事業立上げ又は事業拡大当初のビジネス確立に向けた取組を支援することを目的とし、補助対象経費のうち人件費については、実施要領により、

「本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析等、デモ実演、技術実証及び
サービス事業の専門人材の育成のための研修の実施に係るものに限る」

と規定しており、サービスの提供に対して対価を得る行為(サービス事業そのもの)に係る人件費は補助対象経費となっていません。

申請の際、事業計画に人件費を計上しようとする場合は、上記の補助対象経費に該当する人件費であるか精査の上、補助対象経費以外の人件費が計上されないようご確認ください。

(一方で、実際の業務を行いながら技術を習得する研修(いわゆるOJT(On-the-Job Training)方式により、例えば、作業者1名分に相当する作業受託料を対価として得つつ、熟練者1名が作業者の指導を行う場合、対価を得る作業者1名の人件費は補助対象外ですが、対価を得ずに指導を行う熟練者1名の人件費は補助対象となります。)

なお、人件費の積算は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとされているため、当該通知に基づいて算定するようご留意ください。

また、人件費の積算に当たっては、補助対象となる行為に係る従事時間と、他の補助事業等及び自主事業等の従事時間と重複することが出来ないことに留意し、補助対象の行為だけに従事するもののみ計上してください。

(別記2-1) 推進事業(ソフト事業)の対象となる取組とサービス事業の関係



事業対象のイメージ(ソフト事業)

ソフト事業の対象となる経費は、サービス事業の実施そのものに係る経費ではありません。

サービス事業実施の前段階の、新規のサービス事業の企画・検討に係る取組(例:ニーズ調査、データ収集・分析)やサービス事業の拡大に必要となる掛けり増しの取組(例:専門人材の育成、デモ実演、情報発信等)が補助対象になります。

(対象外)

- 既存のサービス事業の実施
- 開発中の技術に係る取組

(推進事業(ソフト事業)の対象)

- 新規のサービス事業の企画・検討に係る取組
- サービス事業の拡大に必要となる掛けり増しの取組

(対象外)

- サービス事業の実施

(取組例)

- 既存で実施しているサービス事業に係る取組
- 市販化前など農業現場に導入されていない製品やサービス等の開発、実証等

(取組例)

- サービスの試験実施によるデータ収集・分析
- 既存のサービス事業の実施地域とは異なる地域におけるニーズ調査
- サービス拡大に必要な専門人材の育成
- サービス事業のデモ実演の実施 等

(取組例)

- 新たに実施するサービス事業そのものの取組
(例:サービス事業の実施に要する人件費、旅費、資材費、燃料等)

(参考)

(セミハード事業で導入したスマート農業機械等、ハード事業で整備した施設については、事業の対象となったサービス事業の実施のために適切に利用等をしていただく必要があります。)

(別記2-1)事業の活用イメージ(推進事業(農業機械導入))



事業の活用イメージ (スマート農業機械等の導入)

過去の類似事業(※1)で、以下のようなスマート農業機械等が導入されています(画像はイメージ(※2))

無人航空機
(農薬散布等用)



自動操舵システム



コンバイン



草刈り機、除草機



トラクター



(アタッチメントと一緒に導入することも可能です)

田植機



その他の農業機械
(ブロードキャスター、ロータリー等)



※1: 強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス支援タイプ)
スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業
農業支援サービスインキュベーション緊急対策
農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

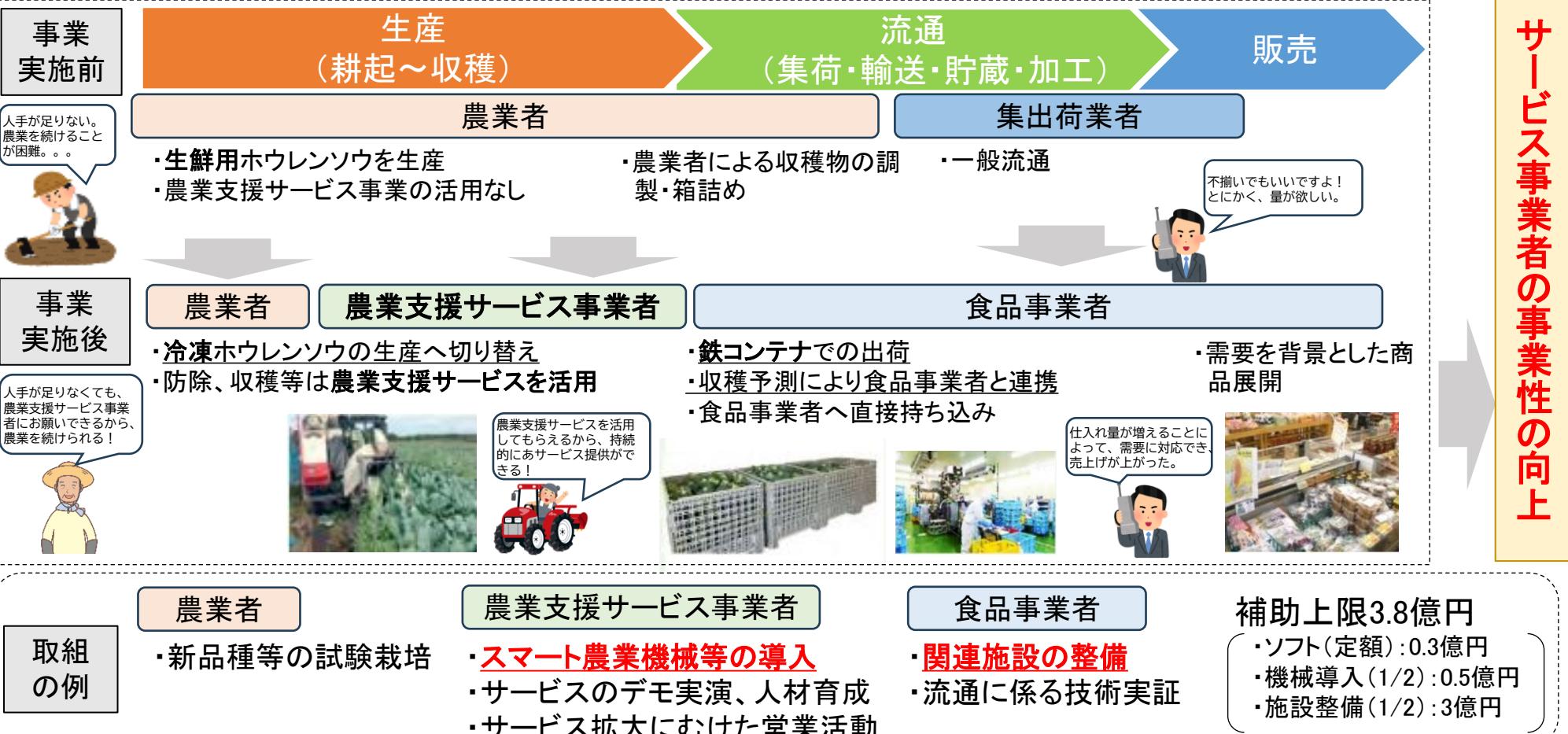
※2: 農林水産省「新技術_製品・サービス集」

(別記2-1)事業の活用イメージ(整備事業(ア 実需者との連携による取組))

サービス事業者と食品事業者等の**実需者**とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要となる施設の整備が可能です。(推進事業(ソフト経費)を活用した取組と一緒に取り組むことが必須となります。)



事業の活用イメージ (整備事業のうち実需者との連携による取組)



事例の出典: 農林水産省「生産方式革新実施計画」

(<https://www.maff.go.jp/j/kanko/smart/houritsu/attach/pdf/241001-4.pdf>)

・農林水産省「我が国の食生活の現状と食育の推進について」

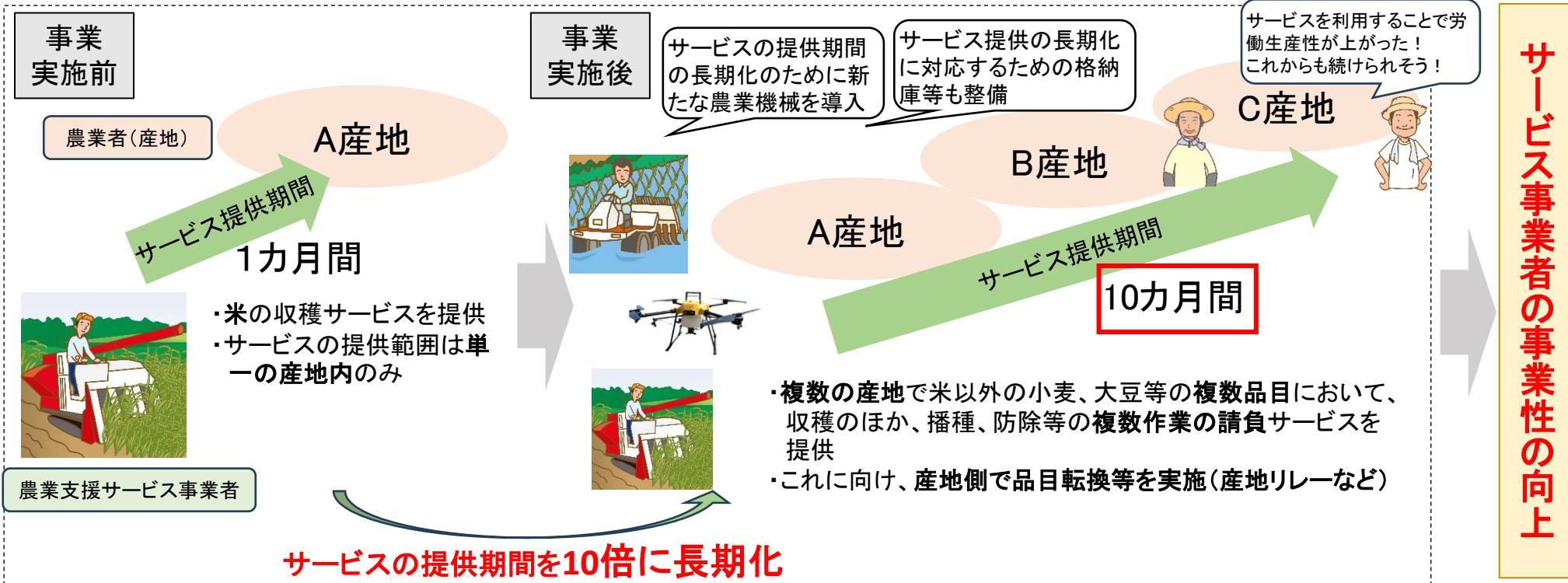
(<https://www.maff.go.jp/j/syokuku/attach/pdf/index-98.pdf>)

(別記2-1)事業の活用イメージ(整備事業(イ複数産地間との連携による取組))

サービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要となる施設の整備が可能です。(推進事業(ソフト経費)を活用した取組と一緒に取り組むことが必須となります。)



事業の活用イメージ (整備事業のうち複数産地間との連携による取組)



農業者(産地)

取組の例

- 品目転換に向けた栽培試験実証

農業支援サービス事業者

- スマート農業機械等の導入
- サービスのデモ実演、人材育成
- サービス拡大にむけた営業活動

- 関連施設の整備
(集出荷貯蔵施設
格納庫等)

補助上限3.8億円

- ソフト(定額): 0.3億円
- 機械導入(1/2): 0.5億円
- 施設整備(1/2): 3億円



農業支援サービスの対象にならないもの

● 農業用施設等の保守・管理

- × 農道やため池等の保守管理、遊休地の除草等、農産物の生産と直接関係ない用途でのサービス提供

● 農産物の乾燥・調製・貯蔵・加工・出荷の代行

- × ライスセンターや選果場、農産物の加工施設（食品産業事業者）の提供、乾燥・調整・加工・出荷作業の代行

※ただし、上記代行事業者が行う収穫作業の代行やデータ分析型サービス等は対象

● 農業生産資材(種苗、肥料、農薬、機械)の販売

- × 単なる農業生産資材（種苗、肥料、農薬、機械）の販売

● 各種申請の代行（ドローン、Jクリジット）

- × 農薬の空中散布に係る航空局への代行申請
- × 農地へのバイオ炭の施用と併せた「Jクリジット」の申請代行（農業者個人では手続が困難）



推進事業（スマート農業機械等の導入）



農業支援サービスに必要な農業機械と一体的に導入する
専用運搬車（セーフティローダー等）も補助対象になります。

【よくある質問】

Q: 専用運搬車のみの導入も対象になるか。

A: 対象になりません。本事業では、サービスに必要な農業機械の運搬を前提として一体的に導入する場合のみ対象となります。

Q: 軽トラックやワンボックスバンは対象になるか。

A: 対象なりません。圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するものを想定しており、軽トラックやワンボックスバンは、対象として想定しておりません。なお、セーフティローダー以外には、セーフティローダーダンプ、積載型トラッククレーン、セルフローダー、アームロール車等も対象になります。

⚠ 導入に当たって条件や留意事項がありますので、専用運搬車の導入申請に当たっては、⚠ 実施要領をよくご確認いただくようお願いします。



推進事業・整備事業の対象経費（利益等排除）

例えば、スマート農業機械等の導入の取組において
農業機械メーカーやその子会社であっても、
本事業の事業実施主体になることが可能です。

農業機械メーカーやその子会社が事業実施主体になる場合など、利益等排除が必要になる場合があります。

(1) 事業実施主体自身で農業機械を調達する場合

事業実施主体の自社調達の場合は、原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業や事業実施主体の関係会社から農業機械を調達する場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難いときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

サービス事業者のサービス提供範囲別の申請先の考え方

【最初に】

推進事業では、**都道府県が農業現場の実情を踏まえ、産地が必要とするサービス事業者を支援できるよう、サービス事業者のサービス提供範囲が都道府県域に留まる場合は事業の申請先を都道府県としています。**

一方、サービス事業者は多様であり、その活動範囲は都道府県域に留まらず複数県にまたがるものも想定されることから、**複数都道府県域へのサービスを提供するサービス事業者の場合は基本的に国において支援**することとしますが、そのような事業者であっても、自県が抱える産地にとって必要なサービス事業者と判断される場合には、県で支援いただくことを妨げるものではありません。ここでは、推進事業における事業実施主体の申請先についての基本的な考え方をお示しします。
なお、**整備事業の実施がある場合は、サービスの提供範囲に関わらず、推進事業・整備事業一体で国において支援**します。

【申請先選択の基準】(推進事業のみを実施する場合)

事業の申請先は、**サービス事業者が提供するサービスの裨益度により選択**します。

具体的には、**サービス事業者の所在地にかかわらず、サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が所在するの都道府県への申請を基本**とします。

1 サービス事業者が提供するサービス提供先(利用者又は提供面積)が都道府県域内の場合

→申請先は**都道府県知事**とします

例1 事務所の**所在地**、サービス提供地域がともにA県の場合・・・A県へ

例2 事務所の**所在地**はA県、サービス利用者又は提供地域の全てがB県の場合・・・B県へ

2 サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が複数都道府県にわたる場合

→原則、申請先は**国**とします

例3 事務所の**所在地**はA県、サービス提供地域はA県とB県、サービス利用者又は提供面積がそれぞれ一定の裨益がある場合・・・国（農政局等）へ

※サービス提供地域が複数の農政局の所轄する都府県にわたる場合は事務所の所在地又はサービス提供の割合が多い農政局へ

公募対象

【その他】

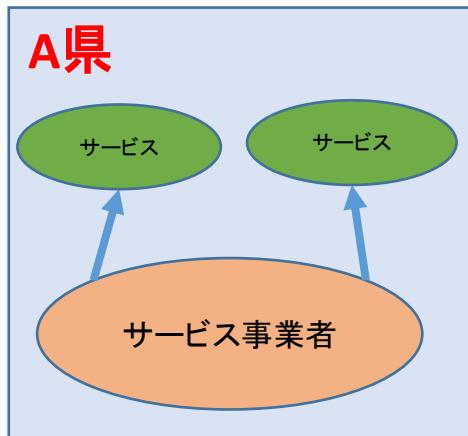
採択の判断を行うための資料として、事業実施計画書には、サービス事業者が提供する**サービスの利用者や提供範囲がわかる資料**の添付を必須としています。

サービス事業者のサービス提供範囲による申請先のイメージ (推進事業のみを実施する場合)

- 1 サービス事業者が提供するサービスの利用者又は提供地域が全て特定の県域に留まる場合
→都道府県知事に申請

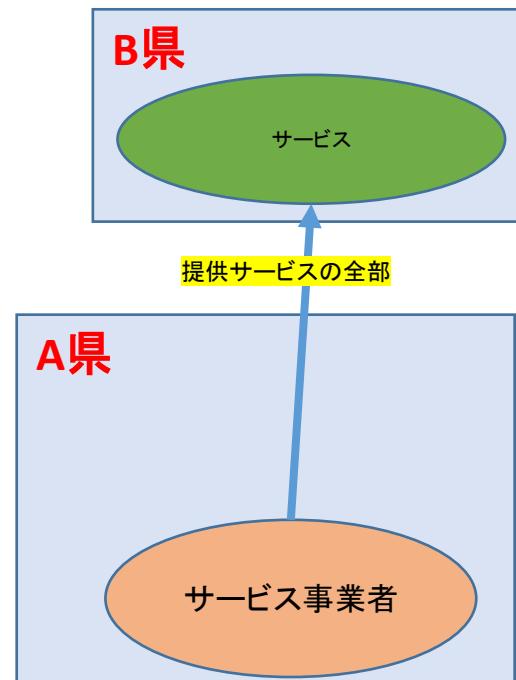
事例1

事務所の所在地とサービス提供地域
が同一（A県の場合）
→A県へ申請



事例2

事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供面積の全てがB県の場合
→B県へ申請



2 1以外の場合

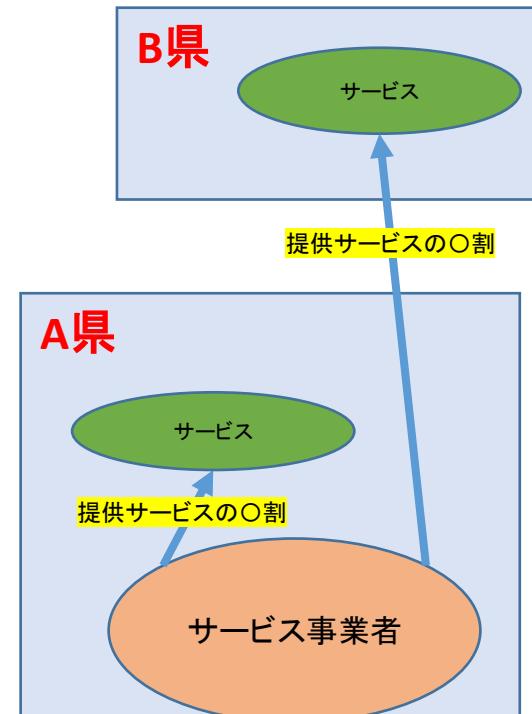
（サービス事業者が提供するサービスの利用者
又は提供地域が複数県にわたる場合）
→地方農政局長等に申請

公募対象

事例3

複数県にサービスを提供している場合
→国へ申請

※A県とB県が別の農政局所轄の場合は、事務所の所在地若しくはサービス利用者又は提供面積の割合が多い農政局へ



農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援

【よくある質問】

Q1：事業実施主体の「サービス事業者」はどのような者が対象になるのか。

A1：本事業の「サービス事業者」は既に農業支援サービス事業を実施している者だけでなく、本事業を活用してこれから実施しようとしている者も含み、個人事業者（事業を行う個人）、法人、JA、地方公共団体等多様な者が事業実施主体となることが可能です。

Q2：どこに申請すればよいのか。

A2：推進事業のみを都道府県域（北海道にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域）で行う場合は都道府県、推進事業のみを複数の都道府県（北海道にあっては、原則北海道内の複数の総合振興局・振興局）で行う場合、又は、推進事業と併せて整備事業を行う場合は地方農政局等が申請先となります。

Q3：ドローンのライセンスなどの取得も対象となるのか。

A3：サービス事業を企画・運営する専門人材の育成として、ドローンメーカーやドローンスクール等が実施する技能講習などの受講については「研修受講費」として対象になります。なお、個人の資格取得のための費用（資格試験の受験費用など）は補助対象となっていません。

Q4：推進事業で補助対象となる人件費はなにか。

A4：本事業で補助対象とする人件費は、本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修等の実施に係るものに限るとしています。サービス事業の提供に対して対価を得る行為（サービス事業の実施そのもの）に係る人件費は補助対象外ですのでご注意ください。

Q5：サービス事業を行うために導入した農業機械を、自分の農地で使用してもよいか。

A5：スマート農業機械等の導入は、農業支援サービス事業を行うために直接必要となる場合に限定しており、自分の農地に対する農作業は農業支援サービス事業に該当しないため、使用することは認められません。

Q6：整備事業だけを実施したいのだが申請は可能か。

A6：整備事業だけの申請はできません。必ず推進事業に取り組み、推進事業と整備事業を一体で申請してください。なお、整備事業を実施する場合の申請先は地方農政局等になります。

「農業支援サービスの土台づくり支援」について

(全国団体向けの事業)



事業の目的

本事業は、標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定・普及等を通じて、各事業者の農業支援サービスの品質向上等の促進を図るとともに、スタートアップセミナーの開催や農業者等とのマッチングに有用な資材の提供等を通じて、新規事業者の参入を促進することを目的としています。

事業の概要

1 標準サービス策定等支援 (別記3-1)

事業内容

- ・検討委員会開催
- ・標準化に向けた調査
- ・標準サービス作成・検証
- ・研修資材作成(eラーニング)
- ・成果物の普及
- ・その他サービス事業の質的向上を促進する取組

事業実施主体の主な要件

- ・民間企業、一般社団法人、協同組合等、又はこれらの関係者からなるコンソーシアム
- ・サービスに関する専門的な知見又は過去類似・関連事業の実績を有する民間企業等がいること等

成果目標

- ・標準サービスのパンフレットについて複数種類作成すること
- ・研修資材(eラーニング)を複数種類作成すること
- ・成果物の普及イベントを複数回開催すること
- ・目標年度:事業実施年度

補助金額

- ・上限額7,000万円、補助率は定額

2 新規参入促進支援 (別記3-2)

事業内容

- ・検討委員会開催
- ・スタートアップセミナー等の開催
- ・新規参入者への伴走支援
(マッチング支援ツール作成、周知など)
- ・その他サービス事業者の新規参入を促進する取組

事業実施主体の主な要件

- ・民間企業、一般社団法人、協同組合等、又はこれらの関係者からなるコンソーシアム
- ・サービスに関する専門的な知見又は過去類似・関連事業の実績を有する民間企業等がいること等

成果目標

- ・スタートアップセミナー等を複数回開催すること
- ・マッチング支援ツールを1種類以上作成すること
- ・目標年度:事業実施年度

補助金額

- ・上限額5,000万円、補助率は定額

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 R7年度 事業執行スケジュール（予定・イメージ）

令和7年度

令和8年度

2月

3月

4月

5月

6月

7月…

4月

第2次公募（令和8年度内に事業完了する計画を対象）

書類等確認機関による事前確認（提出期限2/13）

事業実施主体の募集
1月21日～2月20日

審査

審査結果通知
3月下旬以降

割当内示
4月中旬以降

交付申請

交付決定

補助事業の実施

実績報告

・令和9年3月31日までに事業を完了

・事業実施計画書等を作成し書類等確認機関からの事前確認を受けた上で（別記2-1のみ）国へ提出してください。
なお、書類等確認機関への申請書類提出期限は、国の公募期限（締切日）より前の2月13日

（金）となりますのでご注意ください（詳細についてはHP等においてお知らせします）

※書類等確認機関は、一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会に決定しました。

・審査の結果、採択となった場合は、必要に応じて事業実施計画書の修正を行った上で、交付申請書を国へ提出してください。

・交付決定通知書の受理後、事業開始となります。（事業に係る発注・契約等が可能）

・（事業完了した日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに）実績報告書を国へ提出してください。

第3次公募

※予算の残がある場合に行います。
※予算の繰越を前提としたスケジュールであり、今後変更があり得ます。

書類等確認機関による事前確認
(提出期限4月下旬)

事業実施主体の募集
3月中旬～5月下旬

審査

審査結果通知
7月上旬以降

割当内示
8月上旬以降

補助事業の実施

実績報告

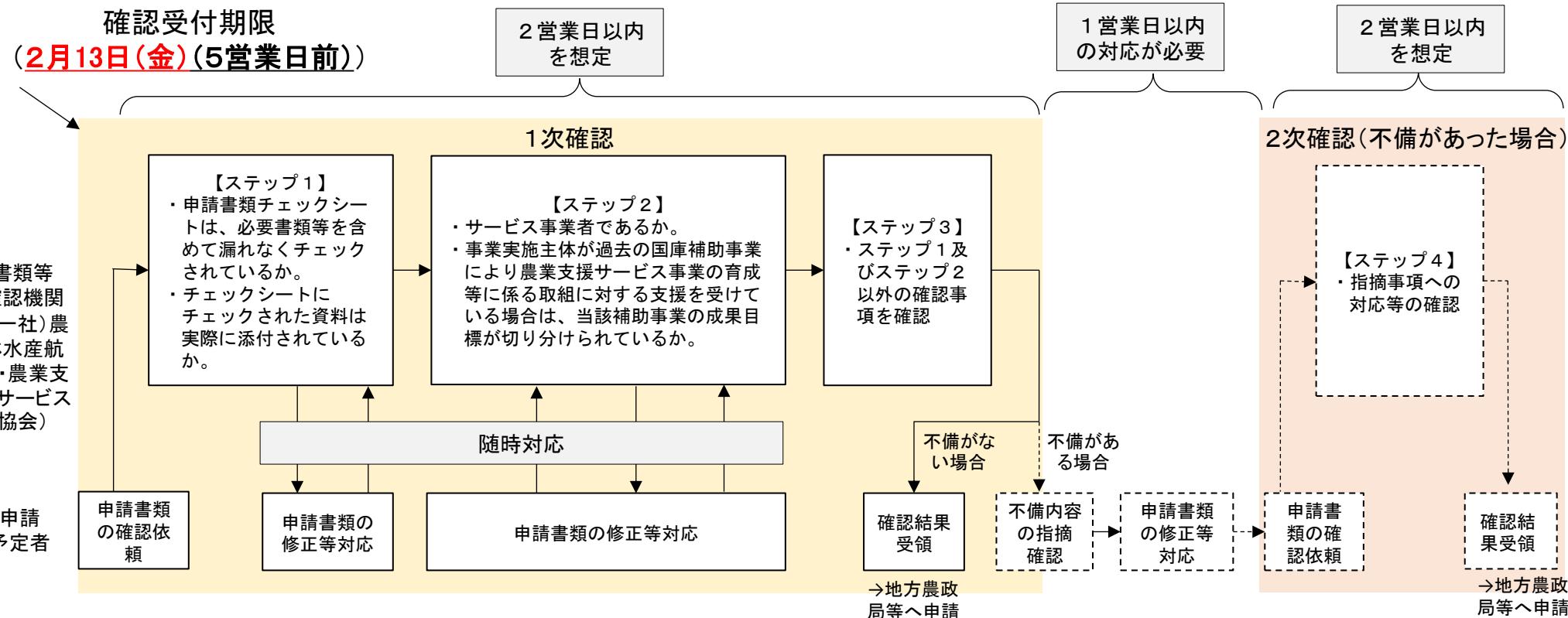
※スケジュールは今後変更があり得ます。また、事業メニューによりスケジュールが異なります。

※整備事業がある場合は、更に審査に一か月程度以上を要する見込みであり、「審査結果通知」以降の手続が1か月程度以上ずつ後ろ倒しになる見込みです。

※申請先が都道府県となる場合については、都道府県により異なり、事業実施期間が上記より短くなる可能性があります。募集状況は、申請先となる都道府県へご確認ください。

書類等確認機関による申請書類の事前確認について（第2次公募・別記2-1）予定スケジュール

- 本公募からは、申請書類について書類等確認機関からの事前確認を受けた上で、国へ提出していただく必要があります。
- 書類等確認機関は、一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会に決定しました。
- 書類等確認機関への申請書類提出期限は、国の公募期限（締切日）より前の2月13日（金）（5営業日前）とする予定ですのでご注意ください（詳細についてはHP等においてお知らせします）

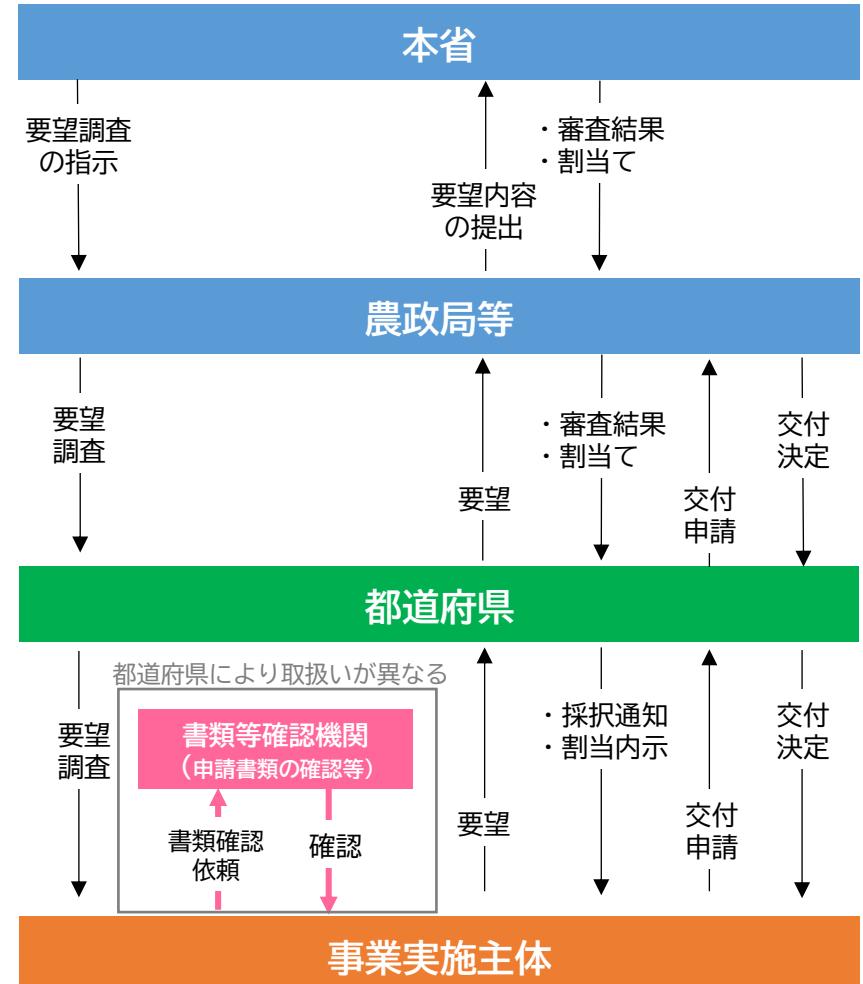


※申請先が都道府県となる場合については、都道府県が受け付けて一括で書類等確認機関へ確認依頼を行うケースがあります。このケースの場合は、2月9日（火）が都道府県から書類等確認機関への確認受付期限です。スケジュールは申請先となる都道府県へご確認ください。

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 執行の基本スキーム

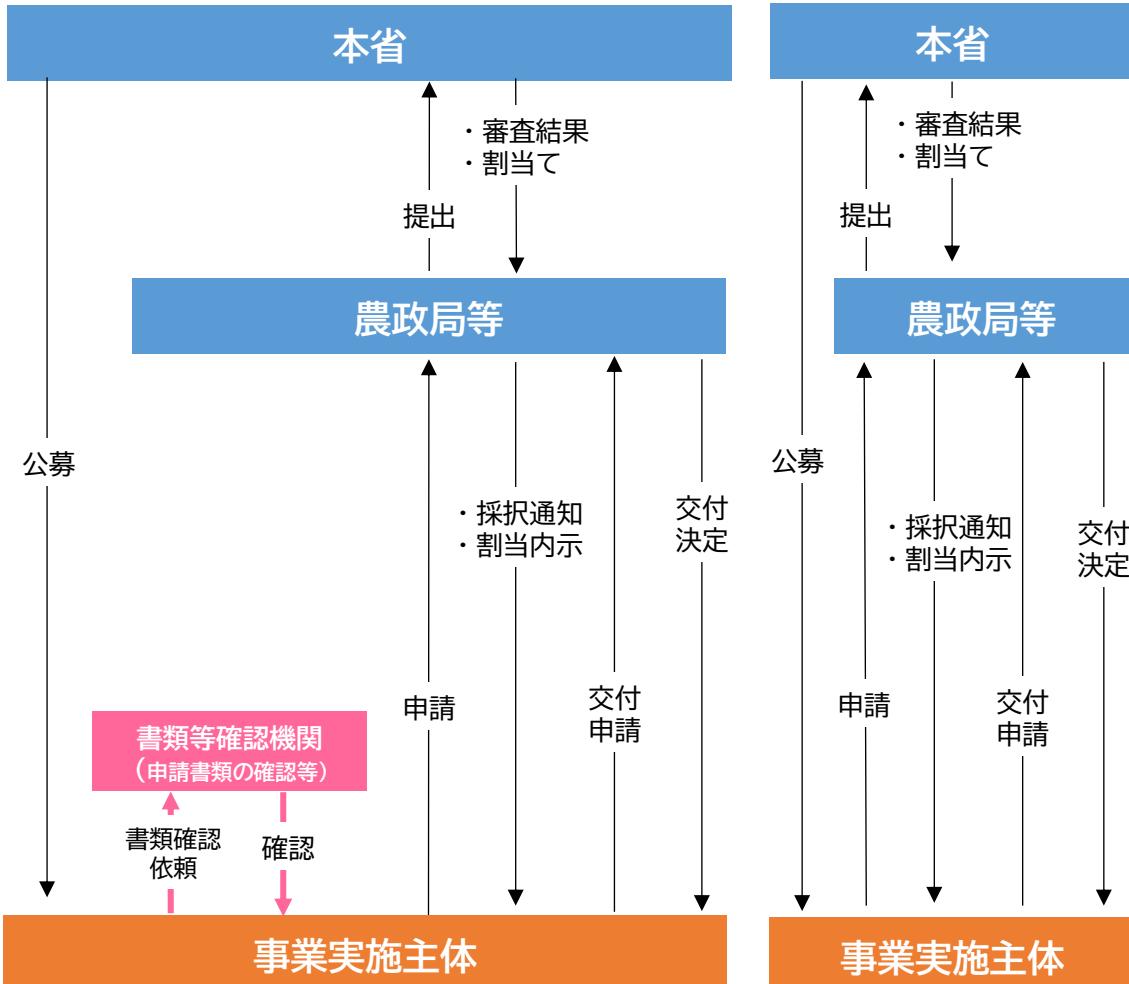
間接補助事業

- 別記2－1の推進事業のうち
都道府県知事に申請する場合



直接採択事業

- 別記2－1の推進事業のうち
地方農政局長等に申請する場合
- 別記2－1のうち整備事業



公募対象

- 別記1の事業

本事業の申請に係る問い合わせ先

- スマート農業技術と産地の橋渡し支援
- 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援
 - ・複数都道府県にわたってサービスを実施する場合
 - ・整備事業(流通販売体系転換支援)を実施する場合

各地方農政局等

- | | |
|---|--|
| ・北海道農政事務所 生産支援課
TEL:011-330-8807
✉:smart-hdao@maff.go.jp | ・近畿農政局 環境・技術課
TEL:075-414-9722
✉:kinki_kankyougijyutu@maff.go.jp |
| ・東北農政局 環境・技術課
TEL:022-221-6193
✉:tohoku-smart_agri@maff.go.jp | ・中国四国農政局 環境・技術課
TEL:086-224-4511
✉:seigikan.chushi@maff.go.jp |
| ・関東農政局 環境・技術課
TEL:048-740-0457
✉:kantosmano@maff.go.jp | ・九州農政局 環境・技術課
TEL:096-300-6273
✉:smart_kyushu@maff.go.jp |
| ・北陸農政局 環境・技術課
TEL:076-232-4893
✉:smart-hokuriku@maff.go.jp | ・内閣府沖縄総合事務局 生産振興課
TEL:098-866-1653
✉:sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.go.jp |
| ・東海農政局 環境・技術課
TEL:052-746-1313
✉:agsp_tokai@maff.go.jp | |

- 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(都道府県域内でサービスを実施する場合)

都道府県



農林水産省HP>組織別から探す>農業支援サービス(「農産局」欄内)>「支援情報」の「1.スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(令和7年度補正予算)」の「問い合わせ先」をご確認ください)

- その他の事業メニュー
- 事業全般に関する事項

農産局技術普及課
(サービスユニット)

TEL:03-6744-2107
✉:nougyou_service@maff.go.jp

(参考) 審査基準について 1/3

・以下の審査基準に基づき、外部有識者等による審査・評価委員会で審査・採点し、予算の範囲内で評点の高いものから選定します。

・審査基準は、事業共通の審査基準と各メニューごと審査基準から構成されています。

※以下のほか採択しない場合の記載がありますので必ず実施要領をご確認ください。

1 共通の審査項目

審査項目

①事業実施主体の適格性

- ①-1 要件を満たしているか
- ①-2 農業支援サービスに該当するか

②事業の継続性

財務状況等により、継続的な事業の実施が見込めるか。

①成果目標の妥当性

事業実施計画に記載の取組について、成果目標の達成の可能性はあるか。成果目標が過大に見積もられることなく適切に設定されているか。

②事業の実現可能性

取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性はあるか。

③実施体制

事業の取組内容を的確に遂行するためには必要な実施体制を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。

④事業費の妥当性

事業費は適正に算定されているか。

必須項目

基本項目

配分基準・点数配分の概要

1点

- ①-1 要件を満たしている
- ①-2 農業支援サービスに該当する

(損益計算書、貸借対照表等を提出できる場合)

- ア 財務状況が安定しており、事業の継続性が認められる
イ 申請時点で本事業計画に係る取組に対して既に金融機関からの融資を受けている、融資が決定している又は融資交渉が成立している等により、事業の継続性が認められる

(損益計算書及び貸借対照表を提出できない場合)

- 決算書の代替として提出された書類から総合的に判断し、事業の継続性が認められる。

不採択

- ①-1 要件を満たしていない
- ①-2 農業支援サービスに該当しない

直近3年の決算において、経常損益が3年連続の赤字となっている、又は、直近1年の決算において債務超過となっているなど、事業の継続性が認められない。

2点

- ・適切に成果目標が設定されている

- ・実現可能性がある

- ・効果的かつ適切に遂行できる体制になっている

1点

- ・一部精査が必要

- ・一部精査が必要

- ・適切に遂行することができる体制になっている

不採択

- ・適切とはいえない

- ・実現可能とはいえない

- ・適切に遂行することができる体制になってない

1点

- ・一部精査が必要

- ・適正とは言えない

(参考) 審査基準 2/3

2 各事業の審査項目 (スマート農業技術と産地の橋渡し支援)

審査項目

① 課題の妥当性

課題は、本事業の目的、趣旨と合致しているものとなっているか。

② スマート農業機械の改良により見込まれる効果

改良により、生産性の向上に向けた十分な効果の発揮が期待できるか。

③ 取組の普及性

改良されたスマート農業機械が、将来的に多くの農業者に対して活用される見込みがあるか。

④ 総合評価

1の共通の審査項目及び本表の審査項目①から③までの審査を踏まえた総合的な評価

配分基準・点数配分の概要

1～10点

不採択

合致する

合致しない

効果の発揮が期待できる

効果の発揮が期待できない

多くの農業者に対して活用される見込みがある

農業者に対して活用される見込みがない

妥当といえる

妥当といえない

(ポイント加算)

⑤ スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定

事業実施主体の標記計画が認定されている又は促進事業者として位置付けられている場合加算（2点）

⑥ みどり投資税制との関連

本事業で利用するスマート農業機械が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合加算（1点）

⑦ サービス事業の提供期間の長期化等の取組

本事業の事業実施主体が、「みどりの食料システム法」に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合（1点）

(参考) 審査基準 3/3

2 各事業の審査項目 (農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

審査項目

1 計画内容の実効性

サービス事業の事業性や活用する技術の新規性等を踏まえ、計画内容に実効性が認められるか。

2 総合評価

1の共通の審査項目及び本表の審査項目1の審査を踏まえた総合的な評価として、事業実施計画書の内容等の妥当性を探点する。

配分基準・点数配分の概要

1~10点

計画内容に実効性が認められる

不採択

実効性が認められない

総合的な評価として、妥当性を探点

妥当といえない

(ポイント加算)

3 農業現場への貢献度

成果目標のサービス事業の提供の拡大面積に応じた加算(0~10点)

4 新規事業への展開に係るポイント

新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業(ドローンを水稻の農薬散布サービスのみ利用する場合を除く)に取り組む場合等に加算(5点)

5 サービス事業の提供期間の長期化等の取組

実需者との連携による取組の場合又は複数産地間との連携による取組の場合加算(5点)

6 スマート農業機械の導入

スマート農業機械を導入する場合加算(15点)

7 スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定

認定された標記計画の促進事業者として位置付けられている場合加算(10点)

8 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定

事業実施主体の標記計画が認定されている場合(5点)

9 みどりの投資促進税制の対象機械の導入

導入するスマート農業機械等が標記に該当する場合(5点)

10 みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定

事業実施主体が標記計画の認定を受けている場合(5点)

11 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定

サービス事業の提供先の農業者が認定を受けている場合(5点)

12 地域計画への位置づけ

将来像が明確化された地域計画にサービス事業者として位置付けられている場合(5点)

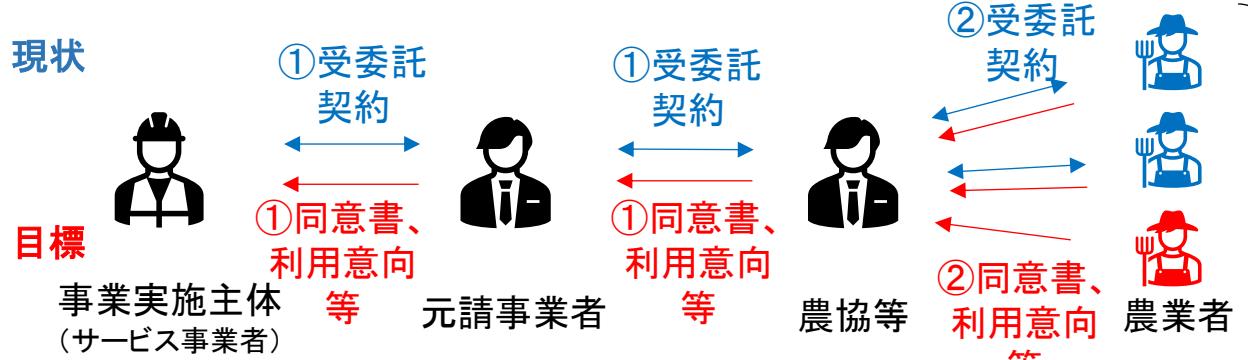
13 中山間地域における農業支援サービスの展開

サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合(15点)

よくある不備(成果目標等の現状値・目標値に係る根拠書類の提出関係)

- 専門作業受注型サービスは農業者とサービス事業者が直接、受委託契約を結んでいることを原則としていますが、例えば複数の農業者の委託を農業協同組合や元請事業者などが取りまとめて契約し、別の事業者へ再委託する場合、この再委託を受ける農作業代行事業者についても、本事業の事業実施主体となり得ます。
- この場合、農業者と農業協同組合等との間と、農業協同組合等(元請事業者がいる場合は元請事業者を含む。)と農作業代行事業者との間のすべての段階の(再)受委託契約書等について、根拠書類(現状値の場合は契約書等、目標値の場合は同意書等)として提出していただく必要があります。

農協や元請事業者を経由して間接的にサービスを提供する場合の例



現状値の根拠の例

- 事業実施主体と農協・元請事業者等との受委託契約書等
- 農協・元請事業者等と農業者との受委託契約書等(※)

目標値の根拠の例

- 事業実施主体と農協・元請事業者等との同意書等
- 農協・元請事業者等と農業者との同意書等(※)

(※)個人情報の保護等の観点で、農業者個人の氏名等の情報は伏せていただいて構いません。個別農業者の契約書等が膨大になる場合には、当該契約書等を整備・保管の上でサービス提供に係るリストを作成し、提出することも可能とします。

本事業の申請においては、成果目標及びそれに付随する計画に係る現状値及び目標値の根拠の添付を求めています(審査項目「成果目標の妥当性」の審査項目において確認)。根拠となり得る何らかの資料の添付がない場合、「不採択」と審査される可能性がありますので、ご留意ください。

別記2-1様式第1-6号

申請書類チェックシート(推進事業)
スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの育成加速化支援
(農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

事業実施主体名
[Redacted]

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。
※提出する場合は「✓」、該当しないものは「-」を選択すること。

申請書類及び添付書類	添付必須	チェック欄
14 成果目標及びそれに付随する計画に係る現状値(事業実施前年度)の根拠(現状の受委託契約書等)		
15 成果目標及びそれに付隨する計画に係る目標値の根拠(同意書等)	<input type="radio"/>	

よくある不備(続き)(成果目標等の現状値・目標値に係る根拠書類の提出関係)

・農協や元請事業者を経由して間接的にサービスを提供する場合の別記2-1様式第1-3号(サービス事業利用者一覧)の記載例を掲載しますので参考にしてください。

【記載例】

別記2-1様式第1-3号(第6関係)

サービス事業利用者一覧 スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの育成加速化支援 (農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援)

3 農協等を経由して間接的にサービスを提供する農業者

No.	サービスを展開する農協等名	サービス提供先の地域(市町村、集落等名)	中山間地に該当(※)	提供サービス(必ず記載すること)		(B)-(A) 拡大面積	サービス利用 者数	目標年度 までの契約書の有無	(一の場合) 見込んだ方法	整備事業で整備した施設の利用見込み
				内容(防除、施肥、収穫等) ※加工・流通・販売に係る サービスは除く	対象作物					
1	○○農業協同組合 (元請事業者: 職○○)	○○市	-	防除	水稻	55 ha	125 ha	70 ha	35 人	○
2	××農業協同組合 (元請事業者: 職○○)	××町	-	防除	水稻	12 ha	14 ha	2 ha	7 人	- ××農協管内の農業者(組合員) 7名の同意書
3	△△農業協同組合 (元請事業者: 職○○)	△△市	-	防除	水稻	0 ha	100 ha	100 ha	10 人	- △△農協管内の農業者(組合員) 10名の同意書

※サービス提供先の地域が中山間地域とこれ以外に分かれる場合は、区別して記載すること(「中山間地域における農業支援サービスの展開」のポイント加算に該当しない整理とされる場合には、この限りではない)。

農業者等を取りまとめる団体・機関名を記載の上、元請け事業者がある場合は下段に括弧書きで元請事業者名を記載してください。

拡大面積は、別記2-1様式第1-2号(推進事業実施計画書)の成果目標と整合を取ってください。

目標値の根拠となり得る契約書(原則、各段階(※)の受委託契約書)を添付する場合には、「○」を選択してください。契約書以外の根拠(原則、各段階(※)の同意書、農業者の利用意向等)を添付する場合には、「-」を選択の上で、右欄に添付する資料の詳細を記載してください。

※例: 農業者と農協、農協と元請事業者、元請事業者と事業実施主体など

(参考)参考資料の掲載場所

農林水産省HP:

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>

農林水産省HP>組織別から探す>農業支援サービス(「農産局」欄内)

農林水産省

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 農業支援サービス関係情報

農業支援サービス関係情報

【トピック】

◆ 支援情報（補助金）

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和7年度補正予算）

交付等要綱・実施要領等※氏名の記載にあたっては、旧姓（旧氏）の単記または併記が可能です。（以下全メニュー共通）

○交付等要綱及び申請様式

- スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱(PDF : 303KB) [\[PDF\]](#)
- 別紙様式第1号から11号(WORD : 72KB) [\[WORD\]](#)

○実施要領及び申請様式

- スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱(PDF : 8,898KB) [\[PDF\]](#) (令和8年1月22日改正)
- 様式第1号から3号(WORD : 39KB) [\[WORD\]](#)

○参考資料

- 事業概要(別紙1～11)(令和8年1月) (WORD : 1,502KB) [\[WORD\]](#)
- 更新のQ&A(令和8年1月) (PDF : 660KB) [\[PDF\]](#)
- 補助事業等の実施に要する入札評議の開示等の届出件について(令和8年1月改正) (PDF : 178KB) [\[PDF\]](#)

本事業のQ&A

※クリックすると
展開されます

事業実施計画書 記載例(別記1)

お問い合わせ先

地方農政局等: [地方農政局等の連絡先\(PDF : 145KB\)](#) [\[PDF\]](#)

※クリックすると
展開されます

事業実施計画書 記載例(別記2-1)

(2) 農業支援サービスの育成加速化支援(クリックで展開)

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援

[別記2-1 農業支援サービスの育成加速化支援\(PDF : 271KB\)](#) [\[PDF\]](#)

＜農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1)＞

○実施要領

[別紙1 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援指針\(整備要綱\)\(PDF : 425KB\)](#) [\[PDF\]](#)

[別紙2 \(スマート農業機械等の導入はばく購入する場合の補助対象基準\)\(PDF : 173KB\)](#) [\[PDF\]](#)

[別紙3 \(整備事業に関する補助対象事業者基準及び補助対象事業者の取扱い\)\(PDF : 836KB\)](#) [\[PDF\]](#)

[別紙4 \(整備事業に関する補助対象条件\)\(PDF : 146KB\)](#) [\[PDF\]](#)

○申請様式等(推進事業(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援))

[事業実施計画書記載例\(EXCEL : 181KB\)](#) [\[EXCEL\]](#)

・事業実施計画書関係(クリックで展開)

・事業実施状況報告書関係(クリックで展開)

・評価報告書関係(クリックで展開)

・権限拡張・実績報告書関係(クリックで展開)

(都道府県による認証申請の場合)

・都道府県提出書類関係(クリックで展開)

○申請様式等(整備事業(流通販売体系転換支援))※推進事業に取り組むことが必須

[事業実施計画書記載例\(EXCEL : 272KB\)](#) [\[EXCEL\]](#)

・事業実施計画書関係(クリックで展開)

・別紙1 費用対効率分析関係(クリックで展開)

・別紙3 整備事業に関する補助対象事業者基準及び補助対象事業者の取扱い関係(クリックで展開)

お問い合わせ先

都道府県による間接補助の場合▶都道府県(都道府県により募集期間が異なる場合があります。お早めにお問い合わせください。)

推進事業のみを実施しようとする者が、おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者(北海道で取り組むサービス事業者にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者)である場合

[都道府県の連絡先\(PDF : 163KB\)](#) [\[PDF\]](#)

国直接採択の場合▶地方農政局等

推進事業のみを実施しようとする者が、原則、複数の都道府県にわたりサービス事業を提供する者にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業者

[地方農政局等の連絡先\(PDF : 145KB\)](#) [\[PDF\]](#)

公募の情報

募集情報

<サービス事業者等向け(別記1及び別記2-1)>

・公募情報(別記1-2-1) (令和7年12月23日～令和8年1月16日) ※本公募は終了しました。

公募に係る説明会資料(令和8年1月8日、9日)(PDF : 2,851KB) [\[PDF\]](#)

・第2次公募情報(別記1,2-1) (令和8年1月21日～令和8年2月20日)

※実施要領別記2-1の事業の応募に当たっての留意事項

応募申請にあたっては、書類等確認機関から申請書類の事前確認を受ける必要があります。

(都道府県へ申請する場合は都道府県へお問い合わせください。)

書類等確認機関名: 一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会

書類等確認機関への確認方法等の詳細については、準備が整い次第第本HPに掲載します。

準備が整うまでは、本HPお問い合わせ先までご連絡ください。

書類等確認機関への申請書類の確認に係る提出期限は公募の提出期限より一定期間(数営業日程度)前の日にちで設定される予定です。